

上志佐小学校特別転入学制度

松浦市教育委員会は、上志佐小学校特別転入学制度（特認校制）を実施します。この制度の適用を受けた児童は、松浦市内のどこからでも上志佐小学校を選択し、通学ができることとなります。

1 制度について（令和7年度から「特認校制」）

この制度は、松浦市に住所を有する児童のうち、上志佐小学校で教育を受けたいと希望する児童が、特例的に転学または入学することができるものです。転学または入学後、上級の学年に進級を希望する場合は、毎年更新することも可能です。また、上志佐小学校の複式学級解消等の教育環境整備も目的としています。

2 転入学の条件等

自然環境に恵まれ小規模校の特性を生かした上志佐小学校で、教育を受けたいまたは受けさせたいという積極的な意思を持ち、原則として、当該学年の4月1日から翌年3月31日までの1年間（1学年）を保護者の責任のもとに、通学できる児童であることが必要です。

転学または入学等を希望する場合、保護者は教育委員会に申請書を提出し、教育委員会から特別転入学の許可を受ける必要があります。

3 転入学の申込み等

- ①申込み期間 令和6年12月2日（月）～ 令和6年12月13日（金）
- ②申請書（説明会時または学校を通じて配付）に必要事項を記入のうえ、松浦市教育委員会学校教育課まで直接申込みをお願いします。
（※小学生のお子様がいるご家庭は、小学校に提出されてもかまいません。）
- ③登下校につきましては、バスの利用も可能です。

※ 就学期間を延長する場合は、再度、申請書を提出していただくことになります。

※ ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。